

カネミ油症患者各位

<医療費のお支払い等について>

カネミ倉庫では、各種健康保険を利用したうえで、窓口でお支払いになる医療費、薬代をお支払させて頂いております（別添①）。

お支払いの手続きは、患者様が保険医療機関や保険薬局でお支払いになった医療費をカネミ倉庫に請求される場合と、「受療券」を利用される場合で異なります。

ご不明な点がございましたら、下記担当者へご連絡ください。

(1) カネミ倉庫に請求頂く場合

患者様が医療機関でお支払いになった医療費については、

- ・支払い請求書（別添②）
- ・医療機関発行の領収書等

をカネミ倉庫宛に毎月 10 日までに送付頂ければ、月末までに登録頂いた口座に振り込みをさせていただきます。

※口座の登録がない場合は、振込口座申出書（別添③）を併せて、送付願います。

(2) 受療券を利用される場合

カネミ倉庫では、希望される患者様に「受療券」を発行しています。「受療券」が使用できる医療機関等（別添④）で、カネミ油症に関する医療を受けられた場合、「受療券」を保険証と共に提示頂ければ、患者様は窓口で費用を負担する必要がありません。後日、カネミ倉庫が医療機関に直接お支払いします。

受療券を希望される場合は、下記担当者まで御連絡をお願いいたします。

※別添④には、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

〒803-0802 北九州市小倉北区東港 1-6-1

電話 093-561-5336

カネミ倉庫株式会社

医療費・交通費等のお支払いについて

1 お支払基準について

<医療費について>

- ・ 各種健康保険を利用した上、窓口でお支払いになる医療費、薬代をお支払いします
- ・ 高額療養費還付・老人保険等の医療制度は、各保険機関の制度に準じます
- ・ 入院される場合は限度額適用認定証を保険機関に申請してください。
- ・ 後期高齢保険の方は保険機関での限度額をお知らせください。

<通院交通費について>

- ・ 公共の交通機関の利用を原則としてお支払いします
- ・ 最寄の病院での治療を原則としています

<その他>

- ・ 保険適用外の治療については、原則としてお支払致しかねます
- ・ 油症と関連のない治療についてはお支払い致しかねます

2 請求方法について

<個人で立替払いをした場合の請求の方法>

- ・ 請求書様式に必要事項を記入の上、領収書とともに送付してください
- ・ 毎月 10 日までに到着した請求分を月末にお支払します
- ・ 原則として月単位の請求をお願いしています
- ・ 毎月27日頃に支払通知書を送付しますので月末に口座をご確認下さい。

<受療券を使用して治療を受ける場合>

- ・ 各種健康保険証と受療券を病院窓口に提示して受診して下さい
- ・ 窓口負担金を当社が病院へ直接お支払します
- ・ 病院への事情説明が必要な場合は、当社へご連絡下さい
- ・ 入院の場合は限度額適用認定証を保険機関に申請してください。
- ・ 入院の際の食事負担金及び保険外分についてはお支払いいたしておりません。

* ご不明な点については必ず事前にご連絡をお願いします

カネミ倉庫株式会社

TEL:093-561-5336

FAX:093-591-5330

別添③

振込口座申出書

氏名

連絡先電話番号

銀行 口座	銀行名	
	支店名	
	種類	
	口座番号	
	口座名義	
	フリガナ	

郵便 口座	記号番号		口座番号	
	口座名義			
	フリガナ			

別添

受療券契約医療機関一覧

※受療券契約医療機関のうち、公表可能な医療機関等のみが掲載されており、リスト以外にも受療券を利用可能な医療機関等があります。

カネミ倉庫株式会社
(平成28年1月現在)

別添